



# 長野県報

3月10日(月)  
平成26年  
(2014年)  
第2554号

## 目 次

### 告 示

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	5

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	5
争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）	6
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（農地整備課）	7
土地区画整理事業の換地処分（都市計画課）	7
一般競争入札（建設政策課）	7

### 告 示

#### 長野県告示第134号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	上田市 小諸市 南佐久郡 小海町 佐久穂町 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 伊那市のうち 伊那 御園 坂下 荒井内の萱 小沢 横山 中の原 山寺	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法 施行規則 別表第1に規定されている 検査法 結核病 家畜伝染病予防法 施行規則 別表第1に規定されている 検査法

平沢  
ますみヶ丘  
小西郎久保  
高遠町  
上伊那郡  
宮田村  
飯田市のうち  
山本  
伊賀良  
下伊那郡  
高森町  
阿智村  
喬木村  
木曾郡  
木曾町のうち  
開田高原  
南木曾町  
木祖村  
松本市のうち  
島内  
島立  
新村  
和田  
今井  
反町  
刈谷原町  
七嵐  
赤怒田  
殿野入  
金山町  
保福寺町  
中川  
穴沢  
取手  
板場  
会田  
五常

	安曇野市のうち 穂高 長野市のうち 信州新町 須坂市 上水内郡 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村					伊賀良 上久堅 千代 川路 三穂 上郷 下伊那郡 高森町 阿智村 喬木村 泰阜村 大鹿村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 上松町 南木曾町 木祖村 大桑村 松本市のうち 梓川上野、 梓川梓、梓 川倭及び波 田以外 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村	
ヨーネ病 予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 小海町 佐久穂町 南牧村のうち 板橋 海尻 海ノ口のうち 野辺山 原以外 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 西箕輪、西 春近及び長 谷以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以 外 中川村 宮田村 飯田市のうち 山本	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法		上田市 小諸市 佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 小海町 佐久穂町 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 西箕輪、西 春近及び長 谷以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以 外 中川村 宮田村 飯田市のうち 山本	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛

	辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 宮田村 飯田市のうち 山本 伊賀良 上久堅 千代 川路 三穂 上郷 下伊那郡 高森町 阿智村 喬木村 泰阜村 大鹿村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 上松町 南木曾町 木祖村 大桑村 松本市のうち 梓川上野、 梓川梓、梓 川倭及び波 田以外 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村						目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成27年3月31日まで
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24歳以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	酵素免疫測定法
ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 摾乳の用に供し、又は供す	平成26年4月1日から	馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査

		育している馬 3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬				基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成27年3月31日まで
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちようの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)			園芸畜産課
家kinsサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	急速凝集反応法			
腐虫病発生予防のため	県内全域	蜜蜂	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査			砂防課
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成25年11月から平成26年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成26年6月1日から平成26年11月30日まで	中和試験			
豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に	平成26年4月1日から	酵素免疫測定法			

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第137号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

狐穴沢、くるみ沢2、くるみ沢、から沢、から沢2、男女倉沢、本沢、本沢2、ツチヤ沢、唐沢、山吹沢、上和田沢、赤倉沢、板取沢、下鍛治足沢、大多沢、ヤケガレ沢、スゲノ沢、ホドノ入川、足窪沢、日向1、日向2、日向3、大水沢、中水沢、上の山沢川、下の山沢川1、下の山沢川2、下和田下西山、北沢及び青原沢

## 2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第138号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

くるみ沢2、くるみ沢、から沢、から沢2、男女倉沢、本沢、本沢2、ツチヤ沢、唐沢、山吹沢、上和田沢、赤倉沢、板取沢、下鍛治足沢、大多沢、ヤケガレ沢、スゲノ沢、ホドノ入川、足窪沢、日向1、日向2、日向3、大水沢、中水沢、上の山沢川、下の山沢川1、下の山沢川2、下和田下西山、北沢及び青原沢

## 2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第139号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成26年2月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
小平 隆司	茅野市玉川3768-1 セブンイレブン茅野玉川店	茅野市玉川3768-1 セブンイレブン茅野玉川店

会計課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年3月10日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長野ショッピングセンター

長野市青木島4-4-5ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社KRE

長野市大字鶴賀南千歳町1005

